



保福第600-8号

令和元年11月22日

鹿児島市保健所長 殿

鹿児島県くらし保健福祉部保健医療福祉課長



暴風雨及び豪雨による災害により被害を受けた医療関係施設等に対する  
災害復旧資金の特例措置について（依頼）

本県の保健医療行政につきましては、かねてから御協力いただき感謝申し上げます。

さて、標記のことについて、独立行政法人福祉医療機構から別添写しのとおり依頼がありましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴職におかれましても趣旨を御理解の上、下記団体のいずれにも属さない医療機関に対し周知してくださるようよろしくお願いいたします。

記

【別途依頼済みの団体等】

鹿児島県（郡市）医師会、鹿児島県（市郡）歯科医師会、鹿児島大学病院、  
鹿児島県医療法人協会、県内徳洲会系列病院・診療所

【連絡先】

鹿児島県くらし保健福祉部  
保健医療福祉課医務係 原  
TEL:099-286-2111(内線2688)  
FAX:099-286-5928

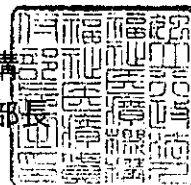


福医事第 1029001 号  
令和元年 10 月 29 日



都道府県医務主管部長  
老健主管部長 様

独立行政法人福祉医療機構  
福祉医療貸付部長



令和元年 8 月 13 日から 9 月 24 日までの間の暴風雨及び豪雨による災害により被害を受けた医療関係施設等に対する災害復旧資金の特例措置について

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和元年 8 月 13 日から 9 月 24 日までの間の暴風雨及び豪雨による災害の被害を受けられた皆様におかれましては心よりお見舞い申し上げます。

標記につきまして、令和元年 10 月 29 日より、別紙のとおり、今回の令和元年 8 月 13 日から 9 月 24 日までの間の暴風雨及び豪雨による災害の被害を受けた施設等の災害復旧に係る特例措置を講じることといたしました。詳細につきましては、別紙のほか、独立行政法人福祉医療機構ホームページでもご案内しております。また、社会福祉施設に係る特例措置も講じております。

つきましては、当該区域に所在する被災医療関係施設の開設者に対する当機構の特例措置の周知について、ご協力いただきますようよろしくお願い致します。

以上

【本状に係る担当連絡先】

独立行政法人福祉医療機構福祉医療貸付部

事業統括課

電話番号(直通)：03-3438-9293

## 令和元年 8 月 13 日から 9 月 24 日までの間の暴風雨及び豪雨による災害にかかるとる災害復旧資金の概要（医療貸付事業）

令和元年 8 月 13 日から 9 月 24 日までの間の暴風雨及び豪雨による災害にかかるとる被災地の復興を支援するため、災害復旧資金として、下記のとおり特例措置の取扱いを行うことといたしました。

### I 災害復旧資金について

#### 1. 対象範囲

令和元年 8 月 13 日から 9 月 24 日までの間の暴風雨及び豪雨による災害により被災された地域にある医療関係施設等の開設者であつて、その旨が確認できる被害に関する証明書等（市町村長その他相当の機関が発行したもの）の提出が可能な方がご利用いただけます。

ただし、上記証明書等の提出が困難な場合であっても、融資の対象となる場合がありますので、別途ご相談ください。

#### 2. 融 資 率

貸付金の種類	災害復旧資金	通 常
建築資金 機械購入資金 指定訪問看護事業に係る設置・整備資金 長期運転資金	100%	60～80%

- ・ 「建築資金」、「機械購入資金」及び「指定訪問看護事業に係る設置・整備資金」については、3,000万円まで、「長期運転資金」については、2,000万円まで無担保でのご融資が可能です。（病院の機械購入資金については、無担保でのご融資はございません。また、長期運転資金については、無担保上限額が施設によって異なります。）
- ・ 貸付限度額は、貸付対象施設等によって異なります。

#### 3. 貸付利率

貸付金の種類	災害復旧資金
建築資金 指定訪問看護事業に係る設置・整備資金	《当初3年間》 7.2億円までは無利子、 7.2億円超の部分は基準金利▲0.9% 《4年目以降》 基準金利同率
機械購入資金	《当初3年間》 7.2億円までは無利子、 7.2億円超の部分は基準金利▲0.1% 《4年目以降》 基準金利同率
長期運転資金	《当初3年間》 7.2億円までは無利子、 7.2億円超の部分は基準金利▲0.1% 《4年目以降》 基準金利同率

- ・ 貸付利率は、契約締結時の利率が適用されます。
- ・ 貸付利率は、償還期間等によって異なります。

## Ⅱ 既往貸付金をご利用中の皆さまへの返済猶予

独立行政法人福祉医療機構の医療貸付を既にご利用中で、令和元年8月13日から9月24日までの間の暴風雨及び豪雨による災害により被害を受けられたお客さまに対して、被災時から当面6か月間の元利金の支払いについて、ご返済の猶予を実施しております（お客さまの状況により6か月以上の返済猶予も可能）。返済猶予をご希望されるお客さまは、下記、返済猶予のご相談窓口までお問い合わせください。

貸付条件等の詳細については、下記までお問い合わせ下さい。

(問い合わせ先)

【融資のご相談】

(東日本) 独立行政法人福祉医療機構福祉医療貸付部 医療審査課

T E L 03-3438-9940 (平日9:00~17:00)

F A X 03-3438-0659

(西日本) 独立行政法人福祉医療機構大阪支店 医療審査課

T E L 06-6252-0219 (平日9:00~17:00)

F A X 06-6252-0240

【返済猶予のご相談】

独立行政法人福祉医療機構顧客業務部顧客業務課

T E L 03-3438-9939 (平日9:00~17:00)

F A X 03-3438-0248

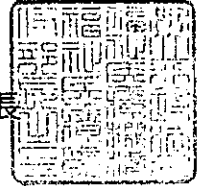




福医事第 1111001 号  
令和元年 11 月 11 日

都道府県医務主管部長  
老健主管部長 様

独立行政法人福祉医療機構  
福祉医療貸付部長



令和元年 10 月 11 日から同月 14 日までの間の暴風雨及び豪雨による災害により被害を受けた医療関係施設等に対する災害復旧資金の特例措置について

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和元年 10 月 11 日から同月 14 日までの間の暴風雨及び豪雨による災害の被害を受けられた皆様におかれましては心よりお見舞い申し上げます。

標記につきまして、令和元年 11 月 11 日より、別紙のとおり、今回の令和元年 10 月 11 日から同月 14 日までの間の暴風雨及び豪雨による災害の被害を受けた施設等の災害復旧に係る特例措置を講じることといたしました。詳細につきましては、別紙のほか、独立行政法人福祉医療機構ホームページでもご案内しております。また、社会福祉施設に係る特例措置も講じております。

つきましては、当該区域に所在する被災医療関係施設の開設者に対する当機構の特例措置の周知について、ご協力いただきますようよろしくお願い致します。

以上

【本状に係る担当連絡先】

独立行政法人福祉医療機構福祉医療貸付部  
事業統括課

電話番号（直通）：03-3438-9293

## 令和元年10月11日から同月14日までの間の暴風雨及び豪雨による災害にかかる災害復旧資金の概要（医療貸付事業）

令和元年10月11日から同月14日までの間の暴風雨及び豪雨による災害にかかる被災地の復興を支援するため、災害復旧資金として、下記のとおり特例措置の取扱いを行うことといたしました。

### I 災害復旧資金について

#### 1. 対象範囲

令和元年10月11日から同月14日までの間の暴風雨及び豪雨による災害により被災された地域にある医療関係施設等の開設者であって、その旨が確認できる被害に関する証明書等（市町村長その他相当の機関が発行したもの）の提出が可能な方がご利用いただけます。

ただし、上記証明書等の提出が困難な場合であっても、融資の対象となる場合がありますので、別途ご相談ください。

#### 2. 融 資 率

貸付金の種類	災害復旧資金	通 常
建築資金 機械購入資金 指定訪問看護事業に係る設置・整備資金 長期運転資金	100%	60～80%

- 「建築資金」、「機械購入資金」及び「指定訪問看護事業に係る設置・整備資金」については、3,000万円まで、「長期運転資金」については、2,000万円まで無担保でのご融資が可能です。（病院の機械購入資金については、無担保でのご融資はございません。また、長期運転資金については、無担保上限額が施設によって異なります。）
- 貸付限度額は、貸付対象施設等によって異なります。

#### 3. 貸付利率

貸付金の種類	災害復旧資金	
建築資金 指定訪問看護事業に係る設置・整備資金	《当初3年間》	7.2億円までは無利子、 7.2億円超の部分は基準金利▲0.9%
	《4年目以降》	基準金利同率
機械購入資金	《当初3年間》	7.2億円までは無利子、 7.2億円超の部分は基準金利▲0.1%
	《4年目以降》	基準金利同率
長期運転資金	《当初3年間》	7.2億円までは無利子、 7.2億円超の部分は基準金利▲0.1%
	《4年目以降》	基準金利同率

- 貸付利率は、契約締結時の利率が適用されます。
- 貸付利率は、償還期間等によって異なります。

## II 既往貸付金をご利用中の皆さまへの返済猶予

独立行政法人福祉医療機構の医療貸付を既にご利用中で、令和元年10月11日から同月14日までの間の暴風雨及び豪雨による災害により被害を受けられたお客さまに対して、被災時から当面6か月間の元利金の支払いについて、ご返済の猶予を実施しております（お客さまの状況により6か月以上の返済猶予も可能）。返済猶予をご希望されるお客さまは、下記、返済猶予のご相談窓口までお問い合わせください。

貸付条件等の詳細については、下記までお問い合わせ下さい。

**(問い合わせ先)**

**【融資のご相談】**

**(東日本) 独立行政法人福祉医療機構福祉医療貸付部 医療審査課**

**T E L 03-3438-9940 (平日9:00~17:00)**

**F A X 03-3438-0659**

**(西日本) 独立行政法人福祉医療機構大阪支店 医療審査課**

**T E L 06-6252-0219 (平日9:00~17:00)**

**F A X 06-6252-0240**

**【返済猶予のご相談】**

**独立行政法人福祉医療機構顧客業務部顧客業務課**

**T E L 03-3438-9939 (平日9:00~17:00)**

**F A X 03-3438-0248**